

平成26年 2月 14日

国会議員 各位

全国青年税理士連盟

会長 坂井 昭彦

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン401号

電話 03-3354-4162

## 1. 弁護士及び公認会計士には税理士試験合格を

## 2. 国税OBへの税理士試験免除の廃止を

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

この度、閣議決定された「所得税法等の一部を改正する法律」案における「税理士法の一部改正」第11条において

- ① 国税審議会の指定する研修の受講を要件として、公認会計士に税理士資格が付与される「公認会計士にかかる資格付与の見直し」（税理士法第3条関係）
- ② 「懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し」の改正が審議されています。（税理士法第4条関係）

しかし、①については、税務官公署等行政実務経験者（国税OB）が税理士資格取得をする過程で受講している国税審議会による指定研修がその合格率の高さから、実質的な自動資格付与であるとの批判がなされており、公認会計士に対する研修指定も同様の内容になってしまう可能性があります。

また、②については、大阪国税局管内で起きた国税OB税理士と現職国税職員との癒着問題の影響を受けての改正案ですが、この問題に関しては、国税OBに税理士試験が免除されていることが批判の対象にあがっています。平成13年税理士法改正時の附帯決議による「一般試験との均衡に配慮」されているとはいえ実情を鑑みれば、資格取得制度としての適正性・公正性を確保できておらず、まさに公務員特権であるといえ、この免除制度そのものを廃止すべきです。（税理士法第8条関係）

今回の改正は「税理士に対する信頼」の向上を図る観点から行われているはずですが、そのためには資格取得制度の信頼性向上が不可欠であり、税理士制度については税理士試験合格者のみに税理士資格を付与することが、公平・公正であり、あるべき資格取得制度であると考えられるため、上記の法案修正を要望いたします。

以上

# 法案修正を要望いたします!

**弁護士・公認会計士には税理士試験合格を課してください!**

**国税OBの税理士試験免除を廃止してください!**

## ★税理士試験

	受験者数	合格者数	25年度 合格率	24年度 合格率
法人税法	6,972人	863人	12,4%	12,6%
所得税法	2,374人	351人	14,8%	12,3%
簿記論	19,935人	2,441人	12,2%	18,8%
財務諸表論	16,137人	3,611人	22,4%	20,7%

(出典: 国税庁HP)

## 24年度末資格別登録者数

資格	人数	%
試験合格者	33,814人	45.87%
試験免除者(OB含む)	23,244人	31.53%
特別試験合格者	8,035人	10.90%
公認会計士	8,063人	10.94%
弁護士	491人	0.67%
その他	78人	0.11%
合計	73,725人	100.00%

これで均衡?

## ★国税OB指定研修(国税審議会)

	研修人員	修了者	24年度 合格率
本科	200人	196人	98.0%
専科	1,083人	1,070人	98.8%
通信研修	357人	212人	59.4%

(出典: 国税庁HP)

**公認会計士も、国税OB同様、国税審議会による指定のため、実質無試験状態になってしまうかも!?**

**不公正な免除制度によって、本来の試験合格者は50%もいません。**

(注)特別試験合格者=昭和31年改正により、昭和55年改正まで認められた計理士(会計士の前身)・国税OBのための簡易な試験合格者

**結論!**

**指定研修ではなく、税理士試験合格を必須とすることで、不均衡な現状是正を!!**